

吉岡町学校給食センター整備運営事業に係る サウンディング調査 実施要領

1. 調査の背景・目的

吉岡町では、既存学校給食センターの老朽化や狭あい化に伴う施設・設備上の課題や学校給食法改正に伴う衛生管理上の課題に対応し、安全安心でおいしい給食を安定的に継続して児童生徒に提供するために、新給食センターの整備を計画しています。

本事業は、PFI 手法にて実施します。そのため、本調査は、民間事業者のノウハウ活用によるサービス水準の向上、コストの低減等の事業効果について、民間事業者の皆様のご意見や提案等を頂き、今後の事業実施に向けた検討に活用することを目的に行うものです。

表 1-1 に、新学校給食センター整備運営事業の概要を示します。

表 1 事業概要

食数規模	2,500 食
提供校数	3 校（小学校 2 校、中学校 1 校）
献立数	1 献立（主菜、副菜、汁物等）
計画地敷地面積	約 4,600 m ²
事業方式	PFI 手法（BTO 方式）
事業類型	サービス対価型
事業範囲	設計・建設（造成含む）、維持管理、運営

2. 調査予定

本サウンディング調査は以下のスケジュールで実施します。

表 2 調査スケジュール

日程	項目
令和 8 年 6 月 23 日（火）	実施要領・事業概要の公表 資料請求受付（7 月 15 日（水）まで）
令和 8 年 7 月 1 日（水）17 時	サウンディング調査説明会・現地見学会参加申込み期限 申込み事業者へ調査関連資料を送付
令和 8 年 7 月 6 日（月）	サウンディング調査説明会・現地見学会
令和 8 年 7 月 15 日（水）17 時	サウンディング調査申込み・質問票提出期限
令和 8 年 7 月 27 日（月） ・29 日（水）	サウンディング調査
令和 8 年 9 月中旬	調査結果の公表

3. 調査内容

(1) 町による質問事項

本調査では、主に下記の事項についてご意見を伺います。なお、サウンディング調査当日にも町からの追加質問をする場合がございますが、その場合は可能な範囲でお答えください。

① 事業内容、リスク分担について

- ・概算事業費（物価上昇による影響、物価変動対応の仕組み等）
- ・事業スケジュール（建設期間、事業終了前の引継ぎ期間等）
- ・官民のリスク分担

② 実施方針（案）について

- ・参加資格要件
- ・募集スケジュール

③ 業務内容について

- ・造成工事（地盤高の設定、現地見学も踏まえた懸念点等）
- ・都市ガス整備範囲外であることについて
- ・和え物室の設備について
- ・アレルギー対応食数と調理方法
- ・従業員用駐車場の確保

④ その他

- ・参加意欲

(2) 申込み者による質問事項

本事業の内容について質問がある場合は、令和8年7月15日（水）17時までに、様式3「質問票」を記入の上、ご提出ください。（次頁「(3) サウンディング調査の申込み・質問票提出」参照）

4. サウンディングの手続き

(1) サウンディング調査説明会・現地見学会の申込み

サウンディング調査説明会・現地見学会を以下の日程で実施します。参加をご希望の場合は、「6.問合せ先・提出先」の【担当】までメールにて申込書（様式 1）をお送りください。

なお、サウンディング調査説明会に不参加の場合でも、資料請求及びサウンディング調査への参加は可能です（申込みについては、(3) サウンディング調査の申込み・質問票提出を参照）。

- 申込期限：令和 8 年 7 月 1 日（水）17 時
- 提出物：サウンディング調査説明会申込書（様式 1）
- 申込先：「6.問合せ先・提出先」のとおり
- 日時：令和 8 年 7 月 6 日（月）13 時 30 分～15 時（現地見学会含む）
- 会場：吉岡町役場 大会議室（その後、現地案内を行います）
- その他：1 者につき 3 名以内でお願いいたします。

(2) サウンディング調査に係る資料提供の申込み

調査にあたり、質問内容を検討していただくため、「7.調査資料」の資料の他、以下の資料を申込み者に提供します。ご希望の場合は、「6.問合せ先・提出先」の【担当】までメールにて資料請求書（様式 2）をお送りください。提供資料のデータをメールにて送付いたします。

<提供資料>

参考資料 1 実施方針（案）

参考資料 2 事業概要資料（概算事業費に関する部分）

- 申込期限：令和 8 年 7 月 15 日（水）17 時
- 提出物：資料請求書（様式 2）
- 申込先：「6.問合せ先・提出先」のとおり

(3) サウンディング調査の申込み・質問票提出

下記に示す日程でサウンディング調査を実施します。参加をご希望の場合は、「6.問合せ先・提出先」の【担当】までメールにて申込書（様式 3）をお送りください。お申込みいただいたご担当者宛てに、実施日時をメールにて個別にご連絡いたします。

なお、本事業に対する質問がある場合は、質問票（様式 4）にご記入の上、サウンディング調査申込書とともにメールにてご送付ください。

- 申込期限：令和 8 年 7 月 15 日（水）17 時
- 提出物：サウンディング調査申込書（様式 3）、質問票（様式 4）
- 申込先：「6.問合せ先・提出先」のとおり
- 日時：令和 8 年 7 月 27 日（月）・29 日（水）※時間は個別にご連絡します
- 会場：吉岡町役場 第二会議室
- その他：参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため、Web もしくは対面にて、個別・非公開で実施します。所要時間は、1 時間程度を想定しています。対面の場合は、1 者につき 3 名以内（グループの場合は 5 名以内）でお願いいたします。

5. 留意事項

- ・ サウンディングの内容は、事業実施条件や、公募書類等作成の参考とさせていただきます。
- ・ サウンディングへの参加実績が、応募の条件となることはありません。
- ・ サウンディングへの参加実績は、事業者公募の際の評価の対象とはなりません。
- ・ 参加事業者の名称及び企業のノウハウに係る内容は公表しません。ただし、吉岡町情報公開条例（平成 21 年吉岡町情報公開条例）等関連規定に基づき公開の対象となることがあります。
- ・ サウンディングの際にいただいた意見については、結果概要としてまとめ、後日公表します。ただし、参加事業者のノウハウにあたる事項については、公表しません。公表できない情報については、サウンディングの際に必ずその旨をお知らせください。
- ・ サウンディングでの発言は、町・事業者ともに想定のものとし、今後の事業を拘束するものではありません。
- ・ 必要に応じ、追加のヒアリング、文書照会、アンケート等を実施することがありますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ・ 次に該当する方は、サウンディングへの申し込みはできません。
 - ① 法人又は法人のグループではない者
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の規定に抵触する行為があった者
 - ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）と関係がある者

6. 問合せ先・提出先

【担当】

吉岡町教育委員会 事務局

教育総務室

担当：田子（たご）、南雲（なぐも）

住所：〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 472 番地 教育総務室

TEL：0279-26-2285

Mail：kyou-sou@town.yoshioka.gunma.jp

7. 調査資料

- ・ 資料 1 吉岡町学校給食センター整備事業概要資料
- ・ 資料 2 吉岡町学校給食センター整備基本計画
- ・ 様式 1 サウンディング調査説明会申込書
- ・ 様式 2 資料請求書
- ・ 様式 3 サウンディング調査申込書
- ・ 様式 4 質問票